

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成20年
3月31日
(月曜日)

目 次

告示
 県道路線の認定(道路整備課).....
 道路の区域の決定(道路整備課).....



山口県告示第百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第七条の規定により、次のとおり県道の路線を認定する。

その関係図面は、山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

路 線 名	終 起 点
船木津布田線	宇部市大字船木 山陽小野田市大字津布田

山口県告示第百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を決定する。

その関係図面は、平成二十年三月三十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 県道
 路 線 名 船木津布田線
 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
宇部市大字船木字吉町田一五九一の二地先から山陽小野田市大字津布田字三ノ鋤先二五八七の二地先まで	最狭 六五・八四	七、 四〇四・三	一 般 国 道 二 号 の 道 路 の 区 域

平成二十年三月三十一日印刷発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）